

令和3年2月25日

第1回安芸市水道事業経営審議会 資料①

# 安芸市水道事業経営審議会 について

1. 審議会の設置根拠及び位置づけ
2. 審議会のスケジュール

# 1. 審議会の設置根拠及び位置づけ

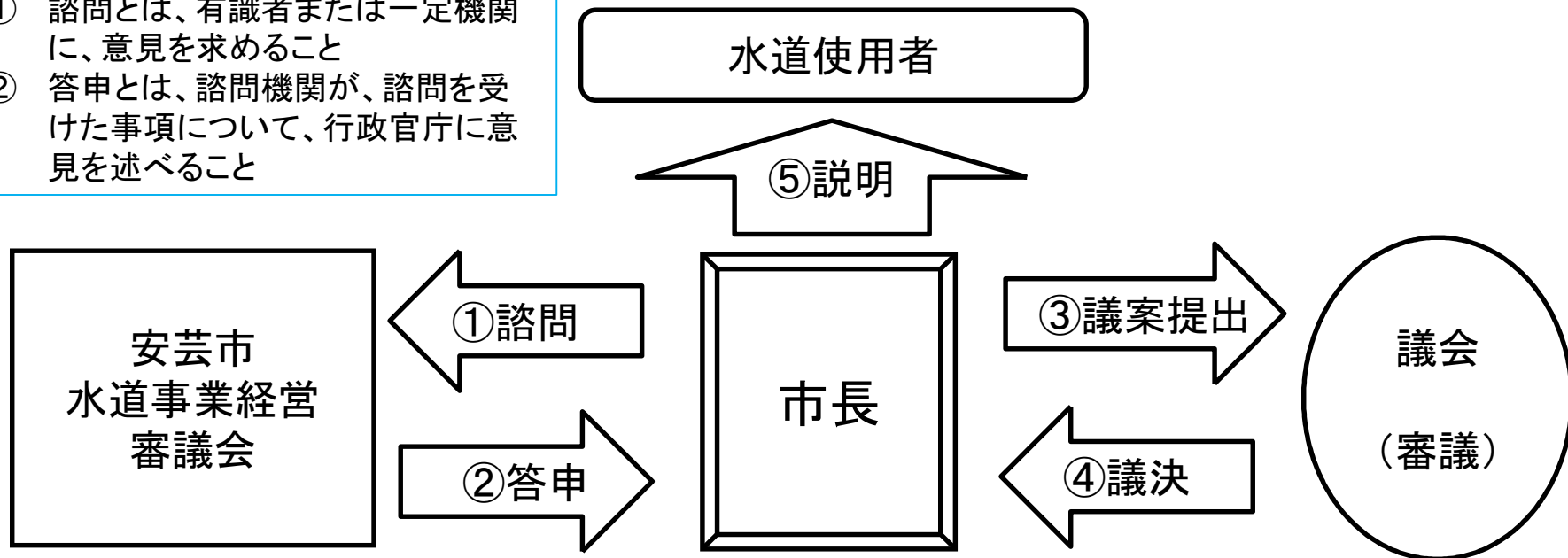
## 審議会設置の根拠

審議会設置の根拠は次のとおりです。

- ①安芸市水道事業経営審議会条例
- ②安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例

## 審議会の位置づけ

- ① 諮問とは、有識者または一定機関に、意見を求めること
- ② 答申とは、諮問機関が、諮問を受けた事項について、行政官庁に意見を述べること



## 2. 審議会のスケジュール(予定)

審議会	時期	主な内容
第1回	令和3年 2月25日	キックオフ:事務局より料金改定の必要性、新水源地整備・管路耐震化の必要性の説明など
第2回	令和3年6月 ~7月	事務局より料金改定(案)提示
第3回	令和3年10月 ~11月	事務局提示の料金改定(案)審議
第4回	令和4年2月	審議会の意見集約、答申(案)決定